

第3節 鎌川流域の集落遺跡と 貫前（抜鉢）・宇藝神社

立教大学 矢野建一

はじめに

関東山塊に源を発する鎌川は、甘楽郡南牧村・下仁田町・富岡市・甘楽町・多野郡吉井町を東流し、右岸域には典型的な河岸段丘を発達させている。一方、その左岸域では河岸段丘の発達がほとんど見られず、富岡丘陵の南辺を浸食して各所に急峻な崖線を形成する。これらの地形的条件によって、鎌川流域は、今日でも政治的にも経済的にも非常にコンパクトなまとまりを示す地域となっている。

こうした鎌川流域は、古代史研究を志すものにとっては一度は訪れてみたい場所のひとつになっている。なぜなら、古代東国地域への仏教の伝播を示す「山ノ上碑」・「金井沢碑」、そして律令制成立期の地域編成を物語るとともに、矢田遺跡とも密接に関係する「多胡建郡碑」、さらには古代鎌川流域に生きた人々の信仰に計り知れない影響をもたらした、上野国一ノ宮でもある貫前神社の存在など、古代国家成立史の諸問題を極めて具体的に提起していると考えられるからである。もとよりこの小論でこうした問題の全てを論ずる余裕はないが、貫前・宇藝神社と鎌川流域の集落史の関連を検討することによって、矢田遺跡に生きた人々の生活の一端でも明らかにできれば望外の幸いである。

1 上野国の官社と貫前・宇藝神社

『延喜式』卷九の神名式によれば、上野国の式内社は大三座小九座の計十二座であったとされている。

上野国十二座大三座

片岡郡一座

小祝神社

甘楽郡二座

貫前神社名神大

宇藝神社

群馬郡三座

伊加保神社名神大

榛名神社

甲波宿祢神社

勢多郡一座大

赤城神社大

山田郡並大

賀茂神社

美和神社

那波郡二座並小

火雷神社

倭文神社

佐位郡一座小

大国玉神社

第4章 若干の考察及びまとめ

ところで、このように大小通計十二座からなる神名式の上野国の項は、何時このような状況を示すに到つたのであろうか。神名式には全国三千百三十二座（二千八百六十一社）の神社が収載されているが、官社制度の成立した八世紀の初めからこれだけの数の神社が登録されていたわけではなく、官社制度の整備・拡大とともに増加していったと考えられる。事実、『続日本紀』以下の五国史には計九十八回、百八十七所の列官社（新たに官社に列した神社）が認められるが、上野国においても次の五所が平安時代にはいり官社に預かっていたことが知られる。

- ・上野国山田郡賀茂神、美和神、那波郡火雷神並為官社（『日本後紀』延暦十五年八月甲戌条）
- ・詔以上野国甲波宿祢神列於官社（『日本文德天皇実録』嘉祥三年十二月庚戌条）
- ・上野国正六位上倭文神列於官社（『日本三代実録』貞觀元年八月庚子条）

すなわち、延暦十五（七九六）年以前の上野国の官社は、上記五社を除く片岡郡の小祝社、甘樂郡の貫前・宇藝社、群馬郡の伊加保・榛名社、勢多郡の赤城社、佐位郡の大國玉社の僅か七社にすぎなかったと考えられるのである。しかも、これらのうち佐位郡の大國玉社については、奈良時代後半の神護景雲二（七六八）年、同郡出身の采女で称徳天皇の掌膳を務めた上野佐位朝臣老刀自が「本（上野）国々造」に任命されたのを機に創祀されたのではないかとの推定がなされている。⁽¹⁾ たしかに隣の武藏国でも、神護景雲元年に武藏宿祢不破麻呂が「武藏国々造」に任命され、それと時を同じくして氷川神社が特段の取扱をうけるに到っているが、これも同郡出身の采女で不破麻呂と同族の家刀自が、称徳天皇の「掌侍兼典掃」に任じられたことによるものと考えられる。こうしたことから、佐位（財）郡の大國玉神社が官社に列したのも神護景雲年中を遡る可能性は低いと思われる。

また、片岡郡の小祝社の場合は、国府域の国分寺を中心とした一町方眼の升目（条里）内に推定されているが、その所在地から国府の守護神としての性格を持っていたと考えるのが自然であろう。しかし、このような官衙神が官社に預かるようになるのは、中央の官衙の場合でも貞觀期以降のことであり、小祝社のみが例外であったとは考えがたい。

以上のような理由から神護景雲二年以前、すなわち八世紀前半の上野国の官社は、甘樂郡の貫前・宇藝社、群馬郡の伊加保・榛名社、勢多郡の赤城社の五社に過ぎなかったと考えられるのである。

ところで、これらの五社はその形成の特質によって大きく二つのグループに分けられるようと思われる。

すなわち

- ①群馬郡の伊加保・榛名社、勢多郡の赤城社
- ②甘樂郡の貫前・宇藝社

このうち①はその社名からも明らかなように、山嶽信仰（自然崇拜）との関連が想定される。また、②についても向背の荒船山との関係や、両社が甘樂郡の「貫前」郷に所在したことから、やはり山嶽信仰との関連を指摘する見方が有力である。⁽²⁾

しかし同じ郷内に二つの官社が存在した例は他になく、貫前社の祭神も經津主神と伝えられるなど、①のグループとは異なる特徴が窺われ、鏑川流域の集落変遷史を考えるうえでも看過できない問題を含んでいると言えよう。

2 貫前・宇藝社の祭祀と「物部」氏

『延喜式』の諸本によれば、「貫前社」は「ヌキノサキ」（吉田家本）、「ヌキノサキノ」（内閣文庫本・享保本・雲州本）、「ヌキサキ」（九條家本）との訓みがなされている。しかし、同じ『延喜式』の臨時祭式の名神の項は「貫前」を別に「抜鉾」と記しており、これ以外に「貫前」を「抜鉾」と記した例として「上野国交替実録帳」・「神道集」等がある。時代は下るもの、「上野国神名帳」も「抜鉾太神」（一宮本）・「抜鉾大明神」（總社本）と記して、それぞれ「ヌキサキ」・「ヌキサキノ」と訓じている。こうしたことから、「貫前」と「抜鉾」は貫前郷の成立とともに「貫前」が古く、本来別の神であったが、古代末の「抜鉾」の台頭によつて混同されるに到ったとの解釈がなされている。⁽³⁾しかし「新抄格勅符抄」神封部所収大同元（八〇六）年牒には上野抜鉾神二戸上野とあって、九世紀の初めから「抜鉾」と記され、神封二戸に預かっていたことが知られる。しかもここで注意されるのは、この大同元年牒は全国百七十一の封戸に預かる神社を収載しているが、その表記には大別二つのタイプがあり、一つは肝心の抜鉾社のタイプで、神名・封戸の数及び所在地のみを記したもの百十六社、もう一つは、「飯道神 一戸 宝龜二年奉充」などのように、神名・封戸数・所在地とともに、その封戸が寄せられた年が明記されているタイプの五十五社である。

このうち問題の前者タイプは、天平二（七三〇）年の「大倭國正税帳」によれば、全て天平初年以前に遡ることが知られている。⁽⁴⁾すなわち「抜鉾」という神名表記も「貫前」とともに＜ヌキサキ＞と訓み、おなじ神社の異なる表記として、八世紀の初頭には成立していたと考えられるのである。

もつとも、字義のうえで「抜」と「貫」はちょうど反対の意味に当たり、この問題をどう処理するかが一つの課題といえよう。ただ、「前」・「鉾」（サキ）は、矛の鉾を意味するところから、「抜」・「貫」も矛の鉾を抜いたり撞いたりする一連の動作を示す言葉であったと考えられる。

しかもここで注意されるのは、この貫前（抜鉾）社の西4キロメートルという近い位置に宇藝神社が存在することである。この宇藝社については、「宇藝ハ食ニテ神社御饌津ノ神ニマスベケレ」（「上野名跡志」）として、「貫前」社の御饌津神、すなわち伊勢の内宮に対する外宮（豊受神）の関係に当たるとする見方が支配的となっている。しかし、「貫前」社が鉾を撞いたり抜いたりする行為と関わる名前であったとするなら、この「宇藝」は所謂鎮魂（タマシズメ）の呪法に用いられる「宇氣槽」（ウケフネ）との関連を想定してみる必要があろう。⁽⁵⁾

古代の鎮魂祭は天皇の衰弱した靈魂を振り起こすために、十一月に宮中奥深く執行される祭祀として知られている。その祭式は『貞觀式』・『延喜式』をはじめ、『北山抄』・『江家次第』等に見られるが、その概略を述べれば、十一月中の寅日の酉二點に、大臣以下諸司が齋院の所定の座に就き、神祇伯が琴師・笛師・御巫・神部・卜部等を率いて参入する。やがて幣帛を供え、笛師・琴師が笛・琴を奏し、神部及び雅楽の歌人が相和して歌い、神部の拍子に隋って御巫の歌舞がおこなわれる。また、時を同じくして、宇氣槽（ウケフネ）を伏せて、その上に御巫が立ち杵をもって十度にわたり槽の底を撞く。撞くたびに、中臣は御魂緒の木綿を一つずつ結び、御巫は拍手に応じて、案上の御衣宮を振り動かすのである。

このような鎮魂呪法において、杵と宇氣槽がきわめて重要な役割を果たし、杵によって槽を繰り返し撞く（抜く）ことによって鎮魂が達成されると観念されていた点が注目される。なお、このような鎮魂の呪法は、天皇以外にも中宮や東宮、さらには八十嶋祭において行われるなど、古代社会においてはかなり広範囲に実修されていたことが知られる。おそらく貫前（抜鉾）・宇氣の両社の名称も、こうした鎮魂の呪法に由来するとともに、上野地域の荒御魂を鎮める役割を果たしていたと考えられるのである。慎重な検討を要するが、貫前社の生弓矢生太刀の神事（巫射行事）や宇氣社の神宝が「小なる船型」とされているのも、あるいは両社のかかる性格を今日に伝えているものと見ることもできる。⁽⁶⁾

第4章 若干の考察及びまとめ

第85表 群馬県下の「物部」氏の分布

郡名	郷名	里名	氏名	備考
碓氷				※石上部君氏居住
片岡				
甘楽			物部公蟻淵	続日本紀天平神護元・十一・一条 (←物部改姓)
			物部公牛麻呂	続日本紀天平神護二・五・二十条 (←磯部改姓)
			物部	仁治四年板碑 (複数あり)
				※貫前神社の祭神は經津主命
多胡	山(字)		物部子□□	上野国国分寺出土瓦銘 (複数あり)
	八田		(物部郷長)	矢田遺跡出土石製紡錘車刻字
	八田		(物部 六)	矢田遺跡出土石製紡錘車刻字
			物部神社	上野国神名帳 ※穗積神社あり
緑野	小野		物部鳥麻呂	平城宮出土木簡・戸主
那波				※穗積神社あり
群馬	下賛	高田	物部君午足	金井沢碑銘
			(「物部私印」)	矢中村東遺跡出土銅印銘
吾妻				※上毛野坂本朝臣 (←石上部君) 氏居住
利根				
勢多				
佐位				
新田				※矢田氏居住
山田				
邑楽				※八田郷あり

ところで、このような貫前・宇藝社、あるいはその鎮魂の呪法は、どのような人々によって、如何なる目的で導入されるに到ったのであろうか。古代宮廷の鎮魂呪法には、猿女系と阿曇系、そして石上系があったといわれている。このうち貫前社の祭神が經津御魂とされていること、また第85表にも見るように、上野国に物部系氏族が数多く分布することから、石上系の呪法との関連が注目されよう。

なお、石上氏は物部系の氏族で著名な石上神宮の管掌者として知られているが、この『物部』を所謂大化改新以前の物部大連と同一視するのは問題があろう。むしろ壬申の乱以降、石上(布瑠)⁽⁷⁾の鎮魂呪法をもって王權祭祀に供奉し、天武王統に地歩を築いた石上系物部氏とする説を妥当とするべきであろう。

また、石上神宮の役割についても、物部大連が軍事氏族であったことから、大和朝廷の武器庫とする見方が支配的である。しかし、『日本書紀』天武天皇三(六七四)年条には、

遣=忍壁皇子於石上神宮=、以=膏油=瑩=神寶=、即日、勅曰、元來諸家貯=於神府=寶物、今皆還=其子孫=

とあって、石上神宮に収納されていたのは武器というより、大和各地の豪族から接収された「神寶=レガリア」であったと考えられる。こうした「神寶」も、王權に接収される以前は大和各地の首長層の祭祀権・統

第3節 鎌川流域の集落遺跡と貫前（抜錐）・宇藝神社

治權のシンボルであり、王權の側からすれば、荒御魂として觀念される存在であった。おそらく石上神宮は、こうした荒御魂を石上の地に封じ込め、荒御魂を鎮魂の呪法によって和魂にかえるとともに、氏の大小によって大刀・小刀を、伴造系の氏上には干楯弓矢を賜給することによって、天皇に対する諸氏の服属を明らかにする場としての役割を果たしていたと考えられるのである。

勿論、これはあくまで大和における石上神宮の場合であり、それと貫前・宇藝社を同一に取り扱うことに問題があろう。しかし、貫前・宇藝社において鎮魂の呪法が実修され、それが石上系物部氏によって担われていたと見られることなどから、両社も石上神宮に極めて近い役割を果たしていたと考えられる。すなわち、令制以前の上毛野は、在地首長の支配する極めて自立性の高い地域であり、大和から見れば荒御魂（国魂）の居ます国と觀念されていたとしても不思議はない。おそらく貫前・宇藝社は、こうした荒御魂のレガリアを収公し、鎮魂の呪法によって齋き鎮めることを目的として創祀されたと考えられるのである。

3 鎌川流域の集落と祭祀遺物の諸相

このような「貫前」社の成立は鎌川流域、とくに矢田遺跡とその周辺の人々にどのような影響をもたらしたのであろうか。もとより文献史料によつてそれを明らかにすることはできないが、さいわい鎌川流域の集落の住居跡からは多くの石製模造祭祀品が発見されており、その変遷と位相関係を検討することによって、この問題の一端を明らかにできると考えられる。

矢田遺跡は、古墳時代以降平安時代に到るまで、およそ七百五十軒の堅穴住居跡が確認されているが、そのうち、百五十軒以上から石製品が発見されている。しかし、同じ石製品でも古墳時代後期以前のそれは有孔円板・臼玉・曲玉など祭祀遺物（模造品）が中心であるのに対して、奈良・平安時代には「物部郷長」等の線刻の銘をもつ紡錘車や砥石などの実用品が主流となっている（付編2参照）。こうした傾向は、石製品の「工房」跡を含むと見られる、同じ鎌川流域の長根羽田倉遺跡にも認められる。⁽⁸⁾

第86表によれば、長根羽田倉遺跡における滑石製模造品の製造は、古墳時代の後期に数量的なピークが見られ、種類的にもこの時期に多様化の傾向が窺われる。しかし飛鳥・奈良時代に入るとともに石製品の製造は線刻のある紡錘車などの実用品に限定されるようになり、再び石製模造祭祀品が作られることはない。なお表中の飛鳥・奈良時代の住居跡と見られる54・62・113・131号住居遺構出土の有孔円板・剣形・チップなどは、いずれも報告書の指摘するように流れ込みによるものであろう。

このように、古墳時代後半期を画期とする石製品の激増は、同じ鎌川流域でも 笹遺跡（鎌川右岸）・甘楽条里遺跡（同）においても認められ、隣接する鮎川流域の竹沼遺跡などでも知られている。⁽⁹⁾特に富岡市久保遺跡では、近接しては集落遺跡の報告がなされていないにもかかわらず、六世紀中葉に単独的に突如現れ、非常に膨大な遺物量（総数7617点以上）で、顕著な祭祀遺物・遺構を検出されながらも、短期間のうちに終息してしまうという特徴を持っている。⁽¹⁰⁾これらのこととは、鎌川流域の人々の生活を考えるうえで、注意しなければならない特徴の一つであるといえよう。

ところで、矢田遺跡をはじめとする鎌川流域の遺跡の、古墳時代後期の遺構から出土する曲玉・有孔円板・臼玉・剣形などは、前期古墳の副葬品に系譜をもつとともに、豪族居館と見られる三ツ寺I遺跡や「貫前」神社の北側に近接して確認されている山下遺跡周辺などでも確認されているようである。すなわち、古墳祭祀にはじまる在地首長層のイデオロギーこそ、これら祭祀品を重要視させる背景となっていたと考えられるのである。

もっとも、鎌川流域において確認されている石製祭器は、あくまでも模造品であり、しかも古墳時代後期

第4章 若干の考察及びまとめ

第86表 長根羽田倉遺跡出土滑石製模造品 (同左報告書より転載)

時期	器種 遺構	勾玉	円板		方板		剣形	臼玉	馬形	紡錘車	未成品 チップ	石核	合計点数
			有孔	無孔	有孔	無孔							
古墳時代	6号住		1▼										1
	12号住				1			6▼			2▼	1▼	10
	17号住						1▼						1
	22号住									1▼	6		7
	23号住						1▼						1
	24号住										1▼		1
	27号住										2		2
	31号住					1▼	2▼			1▼			4
	32号住						1						1
	33号住						1						1
後期	34号住										1		1
	35号住						1▼	1▼					2
	39号住									1▼			1
	41号住		1▼							3▼			4
	42号住							1		1			2
	44号住					4▼					1▼		5
	56号住		1▼					1▼					2
	57号住	1								3▼			4
	58号住		1▼										1
	74号住								1▼				1
奈良時代	78号住							1					1
	82号住									1▼			1
	91号住						1▼	5			1▼		7
	106号住							1					1
	123号住							1▼					1
	2号土器集積		12				6	1	12		115		146
	3号土器集積	6	53				17	1			142		219
	9号住									1			1
	21号住									1▼			1
	30号住									1▼			1
平安時代	54号住		1▼				1▼						2
	62号住		1▼										1
	113号住						1▼				1		2
	118号住									4			4
	122号住									3	9▼		12
	129号住									2▼			2
	131号住		2							9▼			11
	134号住								1▼				1
	38号住										1▼		1
	69号住									4			4
飛鳥時代	90号住						1▼	2▼			1▼		4
	98号住									1▼			1
	108号住							2▼					2
	111号住									1			1
	112号住							1▼					1
	117号住									1			1
	128号住									1▼			1
	2号溝									1▼			1
	1区グリッド						1▼	1▼			2▼	1▼	5
	2区グリッド	3▼	5▼				5▼	5▼	2▼	6▼	21▼	4▼	51

にピークをもっている点を忘れてはならない。こうした古墳時代後期の石製模造祭器の激増は、明らかに古墳祭祀に代表されるイデオロギーが行き詰まり、本来在地首長層の独占物であった鏡・剣・玉類の模造品を鎌川流域の集落に分与し、その支配を祭祀の面から再編成しなければならない段階にいたっていたことを示しているのではなかろうか。

こうした事態の背景には、『常陸國風土記』行方郡条の箭括氏麻多智伝承に見られるような、村落首長による谷戸を中心とした小開発の存在が想定されているが、鎌川枝流にあたる天引川・大沢川・土合川、あるいは鮎川の谷戸においても、同様な開発が行われていた可能性がある。古墳時代後期に夥しい石製模造祭器を出土する長根羽田倉・笛・甘楽条里、あるいは竹沼といった諸遺跡も、こうした枝流によって形成された谷戸を眼下に望む台地上に営まれており、石製模造祭器の出土の稀な利根川以北にくらべれば、比較的早く在地首長のイデオロギーの呪縛から脱する条件を獲得していたと考えられる。

しかし、たとえ模造品であれ、その授受が行われるかぎり、その関係は不断に再生産される性格のものであった。鎌川流域を覆っていたその呪縛＝石製模造祭祀品が、一斉に姿を消す時期が七世紀に訪れたのである。これまでの経緯から、その原因が、鎌川流域の集落内部にあったとは考えがたい。おそらく外的な力、切言すれば「貫前」社の成立によるものと考えられる。すなわち「貫前」社の成立は、一方で鎮魂の呪法によって鎌川流域の人々を国造に代表される在地首長の呪縛から解き放つとともに、もう一方では新たに古代国家のもとに人々を呪縛し、同地域を再編成するうえでも欠くべからざる役割を果たしたと考えられるのである。

まとめにかえて—奈良・平安時代の「貫前」社と矢田遺跡

鎌川流域の国家的再編成と、そこに生きた人々の精神史に計り知れない影響を与えた「貫前」社も、八世紀にはいるとともに大きな転機をむかえた。すなわち、

①大宝令によって、地方の有力な神社は神祇官の下に再編成され、村落レベルの祭祀との関係が希薄になったこと。

②鎌川流域の村落も、大宝令による国郡里制の再編成によって、幾つかに区分され直すに至ったこと。

特に②について、この地域の場合には和銅四（七一）年の多胡建郡に際して、貫前社のある甘楽郡から「織裳・辛科・八田・大家」の四郷が分離され、多胡郡に編入されたことによって、その影響力は急速に低下していったと考えられる。

しかし、奈良・平安時代の貫前社を、単に前世紀のモニュメントとのみ捉えることは、古代社会における宗教の役割を矮小化する恐れがある。わけても注意されるのは、中世の成立ながら『神道集』が抜鉢神を「南天竺狗留吠国」の長者玉芳大臣の第五の娘好美女とし、赤城の神が好美女から絹箱を借りた話を載せるなど、機織神としての性格を見せていることである。古墳～平安時代の矢田遺跡では、九十個体以上の石・鉄製紡錘車等の機織関係遺物とともに、平安時代に属する121号住居跡からは、この時期としてはきわめて珍しい平絹と真綿状の繊維製品が炭化して出土し、あたかも織物のムラとしての様相を見せている。郡域こそ異なることになったとはいえ、こうした矢田遺跡の性格と貫前社の変貌が無関係であったとは考え難い。⁽¹¹⁾ 鎌川流域に生きた人々と貫前社の関係も、新しい段階を迎えようとしていたのである。

注(1) 『式内社調査報告』第13巻 東山道編貫前の項（坂井久能氏執筆）。

(2) 尾崎喜左雄 「貫前抜鉢両神社の研究」（『上野国の信仰と文化』所収）。

第4章 若干の考察及びまとめ

- (3) 注(2)参照。
- (4) 拙稿「信濃国小縣郡の生嶋足嶋神社について」(『古代史研究』4号)。
- (5) 注(1)坂井氏も宇藝神社を御食津神としながらも、「宇藝」が「宇氣槽」に通じる可能性を示唆する。
- (6) 『群馬縣北甘樂吉田村郷土誌』参照。
- (7) 野田嶺志「物部氏の基礎的考察」(『史林』51卷2号)。
- (8) 『長根羽田倉遺跡』本文編。
- (9) 『F1竹沼遺跡』(昭和52年度発掘調査概報)・『笛遺跡—鍋川流域における滑石製品出土遺跡の研究』他参照。
- (10) 『富岡市史』原始・古代・中世編参照。
- (11) 中沢悟・春山秀幸・関口功一「古代布生産と在地社会」(『群馬の考古学』所収) 参照。